

国住指第 1445 号
令和 3 年 12 月 19 日

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長
(公 印 省 略)

大阪市北区で発生した火災を受けた緊急点検について

令和 3 年 12 月 17 日に大阪市北区で発生したビル火災では、死者 24 名、負傷者 4 名を出す大きな被害が発生しました。

このたび、本火災を踏まえた防火対象物に対する緊急点検について、消防庁長官から各都道府県知事に対し、別添のとおり類似火災の発生を防止するため、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 4 条の 2 の 2 第 2 号に該当する防火対象物（特定一階段等防火対象物）に対し立入検査の実施により緊急的に防火対策の徹底を図るよう通知がなされています。

つきましては、消防部局による検査との連携などを通じ、建築基準法令に基づく防火対策の徹底を図るようお願いします。

なお、貴職におかれましては、貴管内の特定行政庁にも、この旨周知方お願いします。

連絡先：国土交通省 住宅局 参事官（建築企画担当）付 防火係
原口、松田
電話：03-5253-8126
電子メール：matsuda-k2gm@mlit.go.jp